

令和5年 第3回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和5年4月26日(水)午前10時00分

2 公示日 平成5年4月18日

3 開催場所 小樽市役所別館第2委員会室

4 出席委員 (12人)

会 長	14番	北島	吉治
委 員	2番	川畑	正美
	3番	中橋	義則
	4番	田口	玲子
	5番	今堀	政藏
	6番	木露	正敏
	7番	本間	俊一
	8番	佐々木	晴男
	10番	浜谷	礼子
	11番	千葉	進
	12番	三國	幸一
	13番	古里	和夫

5 欠席委員 (2人)

1番	江南	繁壽
9番	岩部	利治

6 議事日程

○議案 なし

○報告

(農地係)

- ・報告第1号 現況証明書交付の報告について
- ・報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

○その他

7 農業委員会事務局職員

振興係長	樋口 博一	振興係員	星田 洋
農地係長	世戸 幹彦		

8 会議の概要

事務局 長	<p>ただ今から、令和5年第3回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>今回は、出席委員は14名中12名で、江南委員、岩部委員が欠席していますが、定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は、北島会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に6番木露委員、7番本間委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第1号「現況証明書交付の報告について」を上程いたします。</p> <p>内容について。事務局より説明します。</p>
事務局 (農地係長)	<p>御説明いたします。</p> <p>本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第4条及び第8条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。件数は、市街化区域内の土地が6件7筆で、申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。なお、市街化調整区域内の土地はありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、御説明がございました。これについて、御意見のある方、御質問のある方、いらっしゃいますか。</p>
委員一同	<p>意見・質問なし</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>次に報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。説明をお願いします。</p>
事務局 (農地係長)	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を御説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出（売買）2件ございました。</p> <p>これは、市街化区域内にある農地を農地以外に利用するために</p>

	<p>権利を設定し、または移転させる場合には農業委員会に届け出なければならないと規定しているものでございます。</p> <p>一件目は、〇〇の土地についてです。場所は〇〇小学校近隣の住宅街にあり、所在地番は〇〇で、登記地目は「畑」、面積660㎡で、転用目的は「住宅建築」です。譲渡人（売主）は、〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人（買主）は〇〇さんと〇〇さん夫妻です。〇〇さんは〇〇さんの娘さんであり、現在は、〇〇にお住まいですが、ご両親の近くで生活をしたいとの事から届出があったものです。</p> <p>二件目は〇〇の土地についてです。場所は〇〇の住宅で所在地番は〇〇で、登記地目「畑」、面積は174㎡で、転用目的は「家庭菜園」です。譲渡人（売主）は、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。譲受人（買主）は〇〇さんです。〇〇さんは現在、自己所有の土地で花を育てておりますが、隣地である〇〇さんの土地を購入し、家庭菜園に利用したいとの事から、転用の届出があったものです。</p> <p>2件とも農地台帳に登載がないことをご報告申し上げます。以上でございます。</p> <p>ただ今、御説明がございました。これについて、御意見のある方、御質問のある方、いらっしゃいますか。</p> <p>意見・質問なし</p> <p>特にないようですので、報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>次に報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について」を上程いたします。</p> <p>御説明いたします。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出が令和4年4月から令和5年3月まで、25件77筆ございました。</p> <p>農地の取得につきましては農業委員会の許可が必要です。相続・遺贈等による農地の権利取得は許可が必要ありませんが、農業委員会への届出が必要となる農地法第3条の規定がありますが、実態は、届出なくとも相続・遺贈等は権利取得できるので届出していない場合もあります。今回届出がありましたものの土地の</p>
議 長	
委員一同	
議 長	
事務局 (農地係長)	

	<p>所在は記載のとおりでございます。</p> <p>内容につきましては、25件とも個人の相続によるものです。一昨年は6件でしたが、非農地証明関係で土地家屋調査士に手続きの依頼をするものがあって、今回25件の届出がありましたので受理させていただきました。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今、御説明がございました。これについて、御質問のある方、御意見のある方、いらっしゃいますか。</p>
委員一同	<p>特に意見なし。</p>
議長	<p>本日の予定している報告は終わりました。報告全般について何かご質問はありますか。</p>
委員	<p>報告第3号の受付件数が、なぜこんなに増えたのですか。</p>
事務局 (農地係長)	<p>前年度の6件に対し、今年度は確かに25件と増えています。これは、土地家屋調査士、行政書士が非農地証明の提出をする際に登記簿謄本を確認し、平成21年以降に相続等があった場合、届出が必要ということの説明し、届出が多かったためです。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>外に何かありますか。ないようですのでこの件については終了します。</p>
事務局長	<p>次回の農業委員会は、5月23日(火)、第1委員会室を予定しています。</p>
議長	<p>それでは、第3回小樽市農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
	<p>(午前10時30分閉会)</p>

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。